１２　交通安全施設整備について

豊橋市、 岡崎市、 一宮市、 瀬戸市、 半田市、 春日井市、 豊川市、
碧南市、 刈谷市、 豊田市、 西尾市、 犬山市、 常滑市、 小牧市、
稲沢市、 大府市、 知多市、 知立市、 尾張旭市、 高浜市、 岩倉市、
豊明市、 日進市、 田原市、 愛西市、 清須市、 北名古屋市、 弥富市、
みよし市、 あま市、 長久手市　　提出

愛知県における交通死亡事故死者数は、平成１５年から１１年連続全国ワーストワンとなるなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にあり、交通安全対策の推進は、県・市共通の重要かつ喫緊の課題である。

各市においては、市職員の安全パトロールによる現地確認を実施している他、地域住民や学校等教育機関が独自で、あるいは連携して実施する危険箇所点検などに基づく情報提供や要望を受け、区画線の補修、歩道の整備、道路照明の設置など、鋭意対応しているところであるが、道路交通事情の変化や厳しい都市財政状況などから、市単独での対応に限界が生じている。

また、県道に関することは県へ、停止線等規制に係る道路標示等に関することは公安委員会へ、市から要望しているが、同一交差点において対応時期にずれが見られるなど、安全な道路環境整備に支障が生じており、今後ますます各道路管理者と公安委員会が一体となって対応していくことが求められる。

ついては、交通死亡事故ワーストワン返上に向けて、交通安全対策を推進するため、県及び県警察本部におかれては、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

１．施工計画等についての市との情報共有及び調整について

⑴ 道路外側線、停止誘導線などの引直し等施工に関して、住民への説明責任を果たすため、及び市の周辺道路の外側線などの発注・施工を公安委員会の施工に合わせて実施できるようにするため、公安委員会において規制路面表示の状態を定期的に点検し、施工時期の計画を市へ示すこと。

⑵ 路面表示の補修について、同一交差点においても市と公安委員会で補修時期にずれが生じるため、費用負担あるいは協定等により同時施工できるよう調整を図ること。

(3) 同じ場所での事故再発防止を図るため、県警は過去の事故も含めた原因調査を行ない、道路管理者に適切な対応策を情報提供すること。

(4) 生活道路における安全な自転車通行帯確保等の対策に関する事例について情報提供すること。

(5) 信号機新設に関する明確な基準を設けるとともに、県内・各警察署管内での新設信号機設置の年次計画や選定理由を明確にすること。

(6) ゾーン３０に関する市民や企業等への周知を図るため、目標値に対する整備状況の把握や効果の測定、積極的な啓発を図ること。

２．決定手続きと所轄警察署への予算配分の迅速化について

(1) 交通安全施設の設置、修繕等維持管理に関する住民要望について、公安委員会の決定手続きと所轄警察署への予算配分の迅速化を図ること。また、どの程度の劣化が修繕等の対象となるか基準を示すこと。

(2) 生活道路における規制表示の塗り直しは自治区等からの要望が非常に多いため、警察本部から所轄の警察署に予算を配分し、所轄警察署の裁量で即時に対処できる仕組みを構築すること。

(3) 県道等の通行量の多い道路を横断する通学路については、信号機を優先的に設置すること。

３．市への権限・財源移譲、規制緩和について

(1) 生活道路における停止線や「とまれ」の文字など白線、横断歩道の塗り直し等設置や老朽化・破損している規制標識の補修等に関する住民要望について、市の裁量拡大や、市の権限により塗り直し等設置や補修ができるような仕組みを構築し、これに伴う費用負担について制度の確立を図ること。

(2) 信号機設置に向けて交差点改良工事を実施する際、公安委員会協議が整った事業で緊急を要する場合等は、道路管理者の費用負担で信号を設置し、設置後の管理は県警に移管できるような規制緩和を図ること。

(3) 交差点の信号柱への道路照明灯共架を許可すること。

4．各警察署における住民相談（要望・問合せ）窓口について

(1) 公安委員会において、地元要望等を聞き入れるための相談部署を設置すること。

5．交通安全施設の老朽化・維持管理対策について

(1) 道路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の老朽化に対応するため、今後は新設だけでなく、更新や補修等の維持管理的な対応についても計画的な建て替え計画を建てるとともに、建て替えに対する平準化した予算の確保を図ること。

(2) 国の定期点検要領の対象外となるガードレール等の交通安全施設についても点検を行い、適正な管理対応を行うこと。

6．通学路等歩道、歩行者の安全確保について

(1) 事故の多い交差点や通学路等のカラー舗装化が近年各所で実施されているが、明確な基準がなく、施工に苦慮しているため、交通安全対策としてのカラー舗装化のガイドライン等基準を示すこと。

(2) 愛知県道路構造の手引きに基づき、歩車分離ブロックや防護柵の設置により歩行者の安全対策を行っているが、前輪駆動車の普及により、歩車分離ブロックのみでは歩行者の安全を確保しにくくなってきているため、防護柵の設置への転換（道路構造基準の見直し）を検討すること。

(3) 通学路の危険箇所対策を迅速に行うため、３か年のパッケージの補助事業である防災・安全交付金の補助事業について、単年毎に補助を受けることができる事業として補助枠の確保を国に対して働きかけること。

(4) 老朽化が進んだ横断歩道橋の修繕工事や５年に１度の定期点検など、新たな予算措置が必要となるが、多くの横断歩道橋を有する愛知県での取り組みについて情報提供すること。また交付金の確実な執行などについて、国に対して働きかけること。

7．自転車通行空間の整備について

(1) 自転車通行空間の整備を推進するため、用地取得やそれに伴う予算不足の解消につい

て抜本的な対策を講じること。また、市、県、隣接自治体同士など、各道路管理者が連携して自転車通行空間の整備を推進できる方策を検討すること。

(2) 自転車の安全な通行のため、中央線抹消による路側帯の設置、ポストコーン等による安全な通行帯の確保等の生活道路対策に関する情報提供を行うこと。

8．道路照明灯について

(1) 今後ますます増加が見込まれる道路照明灯の経年劣化・老朽化に伴う建て替えに要する経費について、財政的支援を講じること。

(2) 今年度愛知県導入した「リース方式」での全灯ＬＥＤ化に関して、リース方式（検討結果、仕様書、契約方法）の課題等について情報提供を行うこと。また、すでに導入済または導入予定の自治体の取り組みについても情報提供を行うこと。

(3) 道路照明灯のＬＥＤ化に関するスケールメリットの小さい小規模自治体においても全灯ＬＥＤ化を促進するため、市町村との共同設置、共同維持管理を視野に入れた検討を行うこと。

9．道路の植栽管理について

(1) 市道に比べ県道の植栽の維持管理作業の実施回数が少ないため、隣接する市道の実施時期・回数と合わせて行うこと。

(2) 市道から県道に出る際に街路樹の影響による見通しの悪さから市民から苦情があり、その都度県の建設事務所に是正要望しているが、予算がないとの理由で改善されないため、抜本的な改善策を講じること。

(3) 道路の植栽管理に対する新たな交付事業を創設すること。

１０．迷惑駐車対策について

(1) 県が管理する堤防道路（河川敷）での迷惑駐車について、抜本的な対策を講じること。